

■ 評価基準

件名：横浜市市庁舎植栽育成業務委託

評価事項	評価項目	評価の視点	配点 委員1人 あたり
業務実施体制	業務の体系と考え方	本業務の特徴を理解し、人員配置や役割分担等が総合的に整っており、実行性の高い業務体制となっているか	10
	業務実施体制	業務遂行に必要な人員体制が確保されているか ワーク・ライフ・バランスに関する取組（※1）、障がい者雇用に関する取組（※2）がされているか	10
業務実績	企業の実績	自社・協力企業が類似業務の実績を有しているか	10
	現場責任者・担当技術者の実績	本業務と関連した業務経歴の実績等を有しているか 現場責任者等が、本業務と関連した業務経歴の実績を有しているか	10
提案内容	業務実施方針	当該植栽の重要性・特徴を踏まえ、3年間を見通した業務実施方針及びコストの圧縮や創意工夫を持った提案となっているか 花壇のテーマや特徴、植物の種類や配置状況などをふまえながら草花の植替えについて効果的な演出に関する提案や育成上の配慮や創意工夫があるか（絵・写真・図表を用いて多角的に表現されているか） 市庁舎低層部の賑わいに貢献する魅力的な植栽提案となっているか。 2027年に開催を予定している国際園芸博覧会への機運醸成につながる 花や緑の魅力を発信する等の取組みがあるか。	20
	植物育成計画	地上部植栽、壁面緑化、屋上緑化において、各植栽の課題を的確に整理し、重点的に取り組む点や工夫点について優れた提案がされているか。 バラや多年草の育成作業にあたり重要と考える点や工夫について優れた提案がされているか。	20
	工程計画と作業計画	工程計画が工夫されているか 安全対策や利用者への配慮が考えられているか 動員体制が工夫されているか 災害時における対応が十分に検討されているか	20

※1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組とは女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若

者雇用推進法に基づく行動計画の策定や認定の取得のほか、本市の制度である「よこはまグッ

※2 障害者雇用に関する取組とは障害者雇用推進法に基づく法定雇用率の達成のことを指しています。

※3 申込者が5者以上の場合に行う書類選考についても本評価基準により評価を行います。